

次期札幌市アイヌ施策推進計画について（案）

1 名称

第2次札幌市アイヌ施策推進計画

2 期間

令和3年（2021年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日（10年間）

3 目的

本計画の目的：アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現

(1) 経緯

アイヌ民族は、古くから日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住し、独自の言語や文化を育んできましたが、近世の場所請負制や明治以降の土地政策・同化政策等により、生活の基盤と伝統文化に大きな打撃を受けるとともに、様々な局面で差別を受けて来ました。これにより生じたアイヌ民族以外の住民との間の生活の格差解消に向けて、昭和36年度（1961年度）からは、北海道を中心として、アイヌ民族の福祉向上対策が実施されているところです。

平成9年（1997年）に、アイヌ文化振興法が制定され、札幌市は、アイヌ伝統文化の啓発活動や伝統文化活動の推進に取り組んでおり、平成15年（2003年）には、アイヌ文化の継承を図るとともに、アイヌ文化とのふれあいを通して市民交流を促進するため、アイヌ文化交流センターを設置し、各種事業を実施しています。

一方、平成19年（2007年）9月に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、平成20年（2008年）6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両議院で採択されました。

このような歴史的経過及び状況を踏まえ、平成22年（2010年）9月に札幌市のアイヌ施策に係る基本計画として、札幌市アイヌ施策推進計画（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の策定から10年が経過し、社会情勢の変化などを踏まえて見直す必要があること、また、令和元年（2019年）5月にアイヌ施策推進法が施行され、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組を支

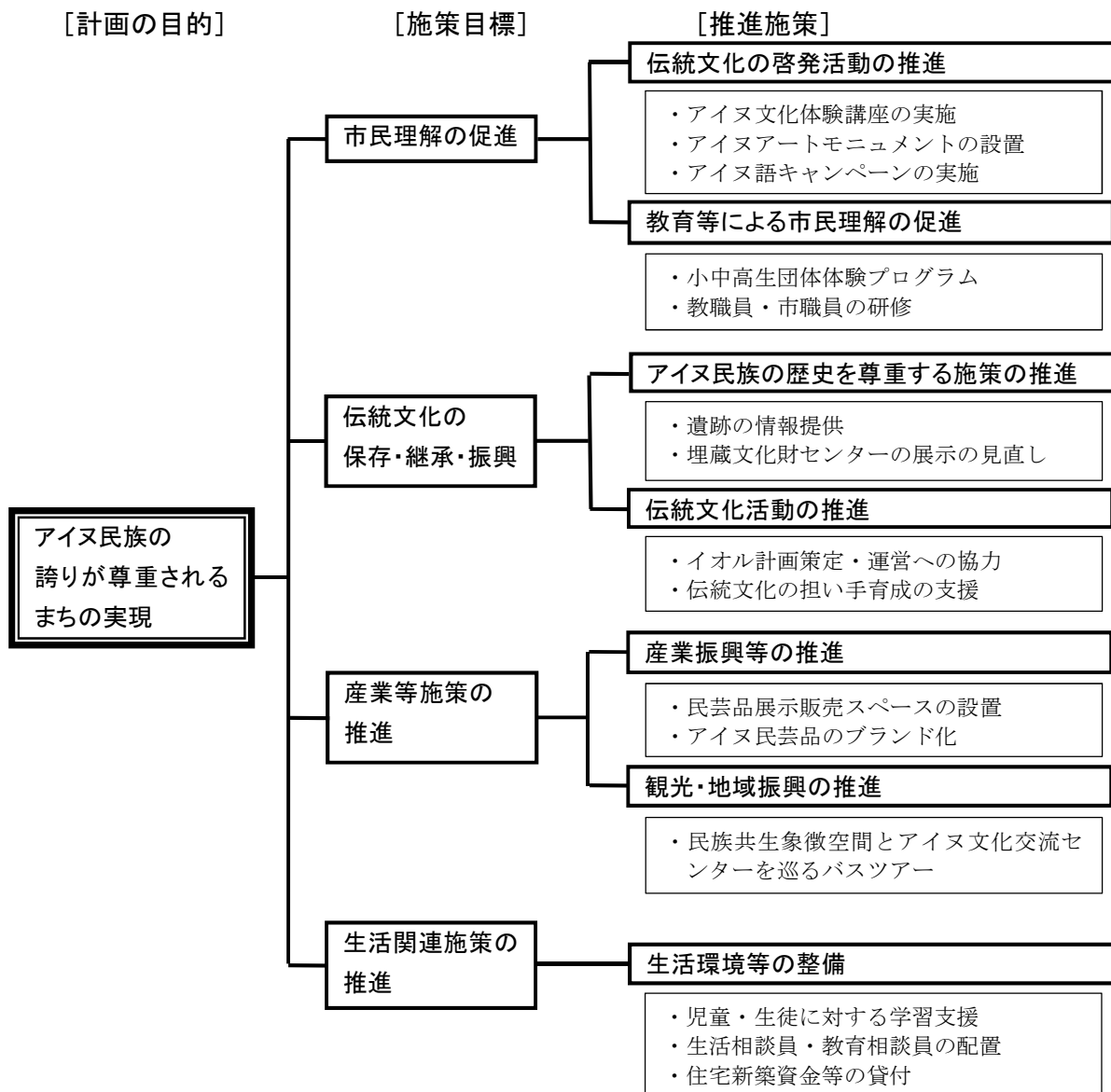
援するアイヌ政策推進交付金が創設されたことを受け、令和3年度（2021年度）以降に取り組むべき施策について検討を行い、新たに本計画を策定しました。

(2) 目的

アイヌ民族の歴史やアイヌ民族のアイデンティティの源である言語・伝統文化に対する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活の安定・向上を図ることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指します。

4 体系の構成

【案1】



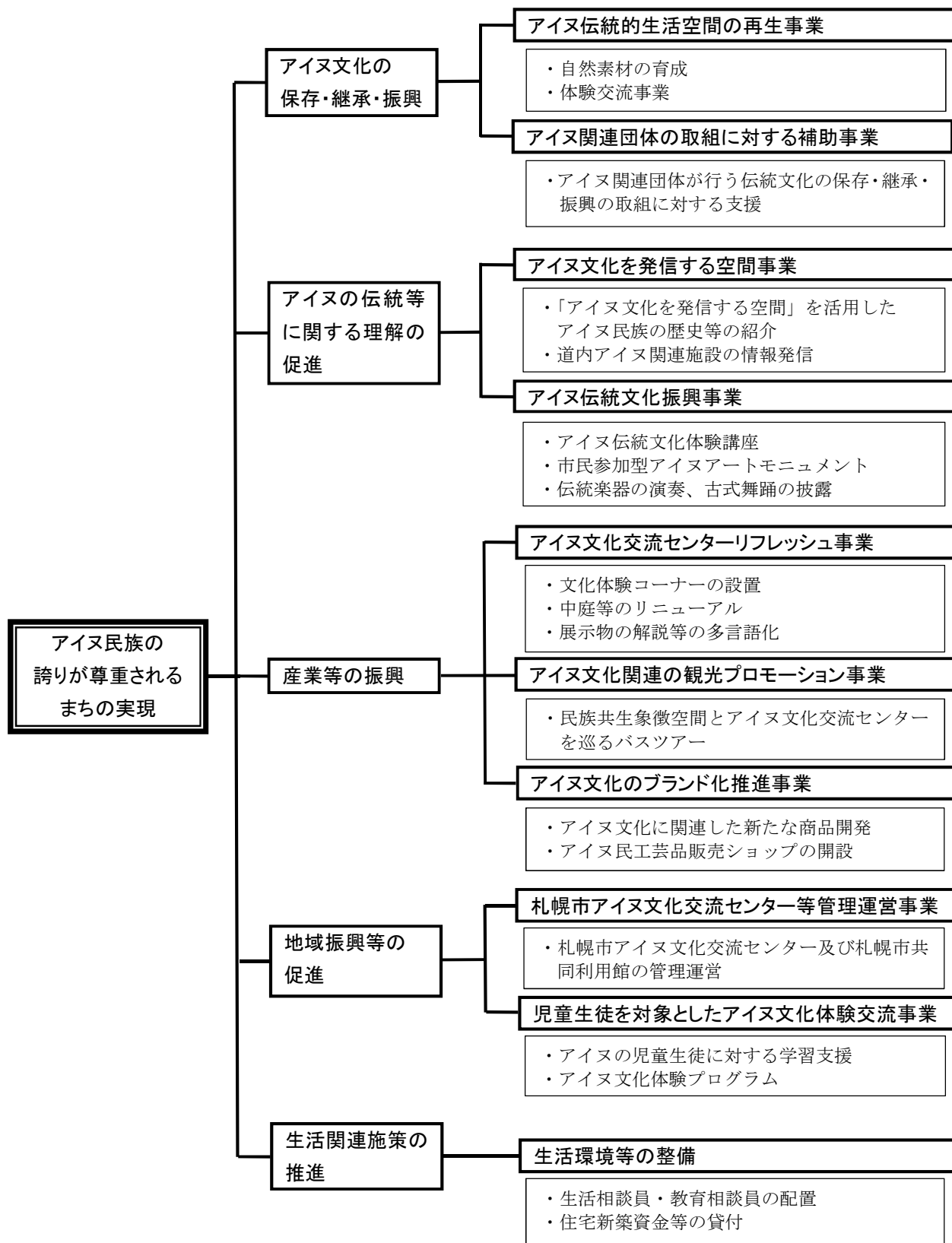
※ 各推進施策の下の子項目は現計画・アイヌ施策推進地域計画の施策の参考例示

【案2】

[計画の目的]

[施策目標]

[推進施策]



※ 各推進施策の下の子項目は現計画・アイヌ施策推進地域計画の施策の参考例示